

流域環境圏を基にこの国の形をつくる

自治体の境界を流域で区分する試み

筒井 信之 (ラ・ド・一会員) (株)創建 代表取締役社長 土木学会特別上級技術者 日本地域学会監事)

本稿では郡邦制を提案したい。これから時代に大切な視点は「社会資本と自然資本」、「経済と環境」、「自然災害に対する国土の保全」であると考えられる。これららの視点に配慮したバランスの取れた国土經營が大切な時代になっている。そのためには州の圏域を自然の摂理に従つて決めることが最重要になつておる。流域圏を圏域とする郡の制度を新たに定めるべきである。

経済は自然の中に治まる

近年は、自然資本よりも経済資本を価値の中心において人類社会が営まれてきた。その結果、自然を破壊し地球温暖化を招き、気候変動が芽をむき、人類や自然に裏いかかつてきている。今や、自然の循環系の中に入類の苦みである経済を治め込むことが何よりも重要な課題になつている。

振り返つて日本の国土を考えるとき、その課題解決に最も適切な特性をもつており、一国のみで課題

に挑戦できるきわめてまれに見れる幸いな国家である。しかしながら水と緑の豊富なまれに見る幸いな国土であるにもかかわらず、自然災害に脆弱な国土のみが露呈している現状がある。

日本の国土の特性を生かすた

めには、自然の地形と水循環系

と気候区などを考慮に入れた圏

域を設定することが重要であ

り、日本列島の自然地理を基に

計画すれば必ず地域の区割り

が特定される。その圏域ごとに地

域の特性を生かして環境の最適

な計画管理をすることが可能で

あり、この圏域を「流域環境圏」

と呼ぶ。このことは取りも直さず自然災害から身を守る手段を構築することにもつながり、かつ

自然と経済の共生を促すことにつながることでもあり、行政の

区割りに適した圏域設定となり得る。

一方、この国のありようが政治体制の変化と相まって議論されている状況のなかで、政党の選択による地域の特性を背景に置いた地域主権のあり方なり道州制のあり方が、新たに考案されなければならない。

そこで考えられるのは、歴史、文化、経済など時代の流れとともに激しく変化する人間次元の視点で区分けするではなく、普遍的な自然次元の考え方で区分けをし

て、そこに入間次元の事象は従属性に組み込まれて共生する方式がこれからの地球環境時代にあるべき姿である。

都道府県の境界を意識することなく、自然地理的要素(地形、水文、気候)すなわち、以下に示す①～⑥の圏域を分断しないことを条件とする地域の区割りを試みた結果18の流域環境圏が浮かび上がってきた。この区割りした圏域を州邦(シュウハウ)と命名する。

- ①流域圏
- ②沿岸域
- ③気候区
- ④島群域
- ⑤海域圏
- ⑥内海域
- ⑦半島域



図1 日本に18の州邦をつくる

流域社会をつくること

このような考え方で日本列島を道州制の区割り、すなわち州邦と呼ぶ考え方を創生してみたのが右のマップである(図1)。

州邦とは

組織の機能や権限の大半を移譲された統治経営体のことである。前者は容器を、後者は内容を表すものと考える。この州邦が、道州制で一般的にいわれるところの道州の概念と一致するが区割りのされ方は、まるで異なる。

都道府県と国の出先機関を廃止して合体し州政府となる、さらに各省の本庁機能も大幅に取り込んで新たな完全地域主権をもつて、つまり「州」とは流域環境圏で形成された区域の範囲を特定する概念であり、「邦」とは国家を形成する

郡邦制とは

た邦が州邦である。

前ページで表示した18の州邦は、

前ページで表示した18の州邦は、それからさらに流域で区分した道州制の理念に敬意を表すものである。図2に表現しているように3段階の政府機関と民間企業による新たな公、市民主体による地域づくり計画の制度を併せて持つ21世紀型として実現可能な改革案である。明治維新を上回る画期的な新次元の改革であり、まずは憲法・地方自治法はじめ、複雑怪奇な法体系の区画整理事業を英断の気迫ではじめなければならぬ。

日本に18の州邦をつくる

このときに一番の問題になることが州の区域割をどのように区分けするかということである。從米の考え方のほとんどが都道府県の境界ラインをそのままに尊重するものであり、その考え方の問題点は区割り困難問題の問題を解消できないことである。と同時に水循環系を「元的な意思決定によって利用・管理ができるない」ともある。この問題はどうの県でも当てはまるが、一例を上げるとすれば長野県は中部のか北陸なのか関東なのか? どれであっても可能性はあるもののどに属しても問題は残る。静岡県も同様であり、いざとなつてはどこの県もつながることでもあり、行政の区割りに適した圏域設定となり得る。

一方、この国のありようが政治体制の変化と相まって議論されている状況のなかで、政党の選択による地域の特性を背景に置いた地域主権のあり方なり道州制が構築されなければならない。すなわち国土の特性を背景に置いて、あれば問題の大小はあるものの、すべての県が区割り困難な現状にある。

そこで考えられるのは、歴史、文化、経済など時代の流れとともに激しく変化する人間次元の視点で区分けするではなく、普遍的な自然次元の考え方で区分けをして、そこに入間次元の事象は従属性に組み込まれて共生する方式がこれからの地球環境時代にあるべき姿である。

旨や意図するところはまったく同じであり、先達が立ち上げた道州制の理念に敬意を表すものである。図2に表現しているように3段階の政府機関と民間企業による新たな公、市民主体による地域づくり計画の制度を併せて持つ21世紀型として実現可能な改革案である。明治維新を上回る画期的な新次元の改革であり、まずは憲法・地方自治法はじめ、複雑怪奇な法体系の区画整理事業を英断の気迫ではじめなければならぬ。

流域郡を設置する目的は、第一に①水循環系の元的な管理、②自然災害を防ぐ国土の保全と管理、③環境・生態系の創生・保全する。

流域郡を設置する目的は、第一に①水循環系の元的な管理、②自然災害を防ぐ国土の保全と管

管理、などの国土のガバナンスに関する事。第二に①山里・海里の地域活性化、②都市の適正規模と快適化、③上下流域を結ぶ人間関係資本の形成、などで「都市」と「山里・海里」が一体化することによって人口分布のバランス政策を実施し「過密・過疎」問題の解決を意図することであり、これらを通じて、①自然の荒廃、②社会の頽廃、③国家の衰退、などの問題解決につなげていこうという大きな目標に狙いを定めている。⁽²⁾

**郡邦制の経済政策
(内需の拡大誘導)**

図2に表現してあるように郡邦制を形成している5段の階層ごとに経済政策の狙いとする焦点は異なる。役割を演ずることが望ましい。国は国際競争力・為替を管理・貿易政策など、州邦は地元企業の海外貿易支援・国内の他邦との交易支援・民需・官需のバランスある内需経済、流域郡は地産地消を中心とする地域経済、民

當自治体は新たな公³として官のもつ諸資産・諸資源を有効活用する経済活性化、地域づくり計画委員会は市民自らが當みのなかに投資を起こす可能性、物々交換、結いの精神による、幅広い人間的サービス交換経済などの可能性がある。

これらの制度インフラ(郡邦制)が実現するだけで、国家予算を大量に注ぎ込んだ経済対策よりも有効な内需拡大誘導策につながることになると思われる。

参考文献

- (1) 石川幹子・吉川勝秀・岸由二編・流域圏プランニングの時代—自然共生型流域・都市の再生・技報堂出版
- (2) 筧井信之編著・新次元・環境創生・樹林舎
- (3) オリバー・W・ボーラー著・根本佑二・サム田淵監修・東洋大学PPP研究センター・自治体を民間が経営する都市・時事通信社
- (4) 神野直彦・澤井安勇編著・ソーシャルガバナンス・東洋経済新報社
- (5) 住民主体のまちづくり研究ネットワーク編著・住民主体の都市計画・まちづくりへの役立て方・学芸出版社

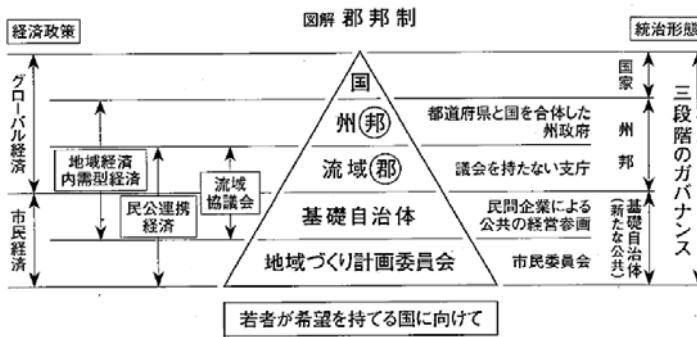


図2 郡邦制概念図

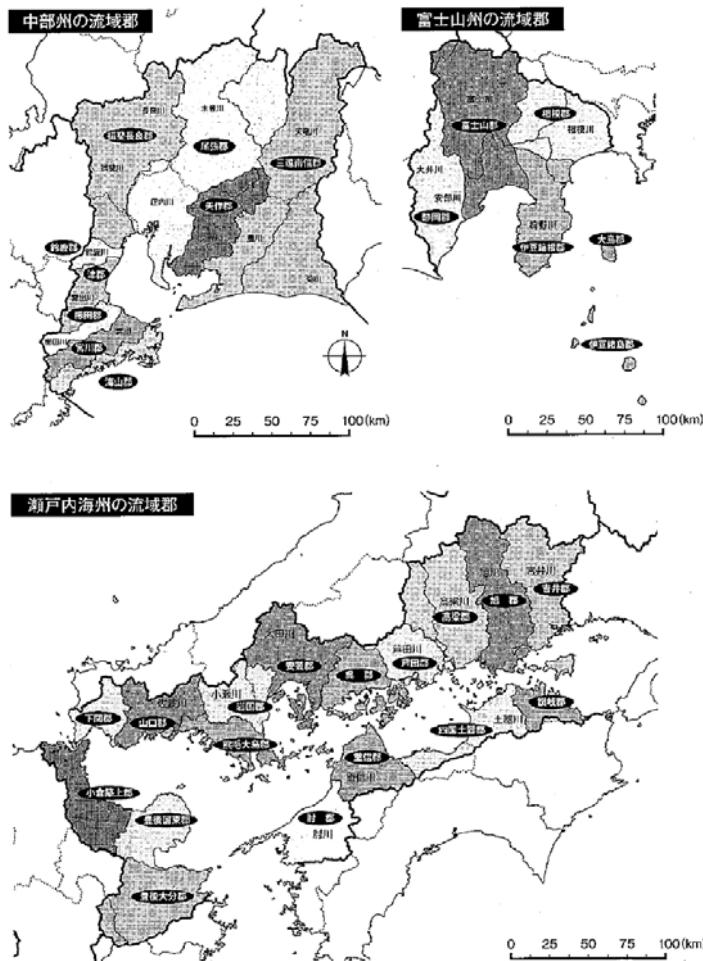


図3 州邦を流域郡で区分する(18州の中3事例を示す)